

## **[事案 2020-97] 失効無効請求**

・令和2年11月26日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険会社の案内不足により契約が失効したとして、失効の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成3年8月に契約した医療保険について、保険料未納により、平成30年11月に失効したが、以下の理由により、失効を無効にしてほしい。

- (1)残高不足により保険料の口座引き落としが不能であるとの連絡を受けたが、連絡を受けた自分の母親は認知症であった。
- (2)自分宛に保険料の口座引き落としが不能であったことの連絡があったのは、失効した翌日であった。保険会社は、本契約が失効することを回避する為の十分な努力を怠っていた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)事前に「保険料振替予定のご案内」を郵送しており、また、本契約の保険料の振替不能を受けて、「保険料払込のご案内」を郵送している。
- (2)通知物の他に、「保険料準備のお願い」を契約者に手交しており、申立人の登録している電話番号への架電等もしていること等から、失効前に契約者に対して保険料払込の督促を行う実務上の運用は確実にしている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、督促に至るまでの状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社では失効を阻止するための実務上の運用がなされていたことが認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。